

第1回佐呂間町議会定例会 第2号

平成31年3月7日（木曜日）

○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度佐呂間町一般会計補正予算(第10号))
- 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算(第3号))
- 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について)
- 5 議案第11号 平成30年度佐呂間町一般会計補正予算(第11号)
- 6 議案第12号 平成30年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 7 議案第13号 平成30年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 8 議案第14号 平成30年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算(第4号)
- 9 議案第15号 平成30年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 10 議案第16号 平成30年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 11 議案第17号 平成30年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 12 議案第 8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 9号 佐呂間町老人アパート設置及び管理に関する条例の廃止について
- 14 議案第10号 若里活性化センターに係る指定管理者の指定について

○出席議員（10名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 山内 一 弘 君 | 2番 高橋 紀 久 君 |
| 3番 船木 司 君 | 4番 土田 剛 君 |
| 5番 小松 正義 君 | 6番 加賀屋 修 君 |
| 7番 佐藤 昭 男 君 | 8番 但木 早 苗 君 |
| 9番 三田 真 美 君 | 10番 吉野 正 剛 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	川 根	章 夫	君
副 町 長	齊 藤	裕 美	君
会 計 管 理 者	安 藤	雅 之	君
総 務 課 長	深 尾	毅	君
総務課長補佐	渡 部	りよ子	君
企画財政課長	玉 井	伸 一	君
企画財政課長補佐	兼 平	茂 雄	君
町 民 課 長	中 村	直 樹	君
保健福祉課長	武 田	温 友	君
保健福祉課主幹	片 岡	満 之	君
農 務 課 長	平 戸	光 宏	君
経 済 課 長	菊 地	秀 喜	君
経 済 課 主 幹	林	洋 樹	君
建 設 課 長	川 滝	輝 夫	君
建 設 課 主 幹	北 野	宏 幸	君
愛 の 園 園 長	櫻 井	政 彦	君
保 育 所 長	大 谷	昭 文	君
教 育 長	仲 川	倫 則	君
管 理 課 長 兼			
学 校 給 食	谷 口	義 春	君
セ ン タ ー 所 長			
社 会 教 育 課 長 兼			
武 道 館 ・ 温 水	久 米	修 一	君
プ ー ル 館 長			
図 書 館 長	志 賀	克 浩	君
農 委 事 務 局 長	平 戸	光 宏	君
代 表 監 査 委 員	川 又	則 之	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	鈴 木	英 樹	君
議 事 係 長	飯 田	篤 史	君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉野正剛君） ただいまから平成31年第1回佐呂間町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。

本日の欠席及び遅参届け出等の議員はございません。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

以上です。

○議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、三田議員、1番、山内議員を指名いたします。

◎日程第2 承認第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐呂間町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） それでは、承認第1号をご説明いたします。議案は、最初の議案書の中ほどになります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

この補正予算につきましては、本町住民の里帰り出産における広域入所運営費の負担並びに本年1月13日に発生した除雪中の事故による車両設備の修繕を行うため早急に予算措置する必要があったため、1月24日付専決処分させていただいたものであります。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書総括につきましては説明を省略させていただき、歳出の6ページからご説明をいたします。歳出、3款民生費、2項児童福祉費、5日常設保育所費、補正額55万円、佐呂間保育所の運営に要する経費55万円、広域入所運営費負担金でありまして、里帰り出産を行う本町住民の帰省先市町村での

第1子の広域入所に係る本町負担金でありまして、6月第2回定例会において補正計上させていただきますところですが、平成30年度の公定価格の変更及び入所期間の延長により予算額に不足を生じることから増額したものであります。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、補正額95万6,000円、町道維持補修及び除雪に要する経費95万6,000円、修繕料でありまして、除雪ダンプ3号による本年1月13日の町道幌岩浪速間道路の除雪幅出し作業中にサイドウイングの油圧調整管を破損させてしまい、修繕を行ったものであります。作業は、運転委託者によるものであります。事故を起こしてしまったことを深く反省し、再発防止に向け、さらに注意をいたす次第です。なお、本件事故は単独事故であり、対人対物等の損害賠償はありません。また、修繕費は、全額公有自動車損害共済保険の適用を受けるものですが、これに係る歳入予算については、修繕後の保険金額が確定した時点で計上することとさせていただきます。

戻りまして、歳入の4ページからご説明をいたします。歳入、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額100万円、普通交付税です。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額50万6,000円、前年度繰越金です。

以上であります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐呂間町一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第3 承認第2号

○議長（吉野正剛君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課主幹

○建設課主幹（北野宏幸君） 承認第2号を説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

(朗読部分記載省略)

今回の補正につきましては、昨年12月に発生した下水道管理センターの汚泥脱水機の故障に伴い、濃縮された汚泥を早急に場外へ搬出するため、下水道汚泥の運搬には町内業者である有限会社あおきに委託し、汚泥の処理につきましては産業廃棄物処理の専門業者である北見の株式会社エースクリーンに委託処理するため専決処分させていただいたものであります。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書につきましては説明を省略し、歳出の6ページからご説明いたします。歳出、2款下水道費、1項公共下水道費、2目維持管理費、補正額249万6,000円、特定環境保全公共下水道施設の維持管理に要する経費249万6,000円、下水道汚泥運搬委託料68万1,000円、産業廃棄物処理委託料181万5,000円。

戻りまして、歳入の4ページでございます。歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額249万6,000円、前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 承認第3号

○議長(吉野正剛君) 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(深尾 毅君) 承認第3号をご説明申し上げます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

(朗読部分記載省略)

提案内容につきましてご説明を申し上げます。今回規約の制定並びに廃止を行います北海道市町村総合事務組合は、共同処理する事務と共同処理する団体が事務ごとに異なる複合的一部組合であります。地方自治法第285条の規定による複合的一部事務組合は、市町村及び特別区しか設置することができないこととなっておりますが、北海道が構成員となっております石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団並びに北海道が構成員となっている一部組合を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合も本組合の構成員となっております。そのため、本来これら3組合は複合的一部事務組合である総合事務組合には加入できないことから、早急に必要な見直しを行うよう総務省から指摘を受けたところであります。このことは、現行の組合規約に適法性がなく、適法性のない規約のもとに制定した条例等も適法性がない状態となり、組合の存立の危機にもかかわることから早急な是正が必要となり、そのため全ての構成団体からの議決書を確認した上で、組合議会定例会において組合規約の制定並びに廃止に係る議決を得ることとなったことから、本町におきましては本年2月1日付をもちまして専決処分をさせていただいたものであります。

また、事務処理の効率性の観点に鑑み、これら3組合から非常勤職員に係る公務災害補償等の事務処理を北海道市町村総合事務組合に委託したい旨の意向が示されたところであります。これらのことから、北海道市町村職員総合事務組合の構成員及び共同処理する事務を定めた北海道市町村総合事務組合規約の別表からただいまの3組合を削除するとともに、新たに他の地方公共団体から事務の委託を受けられる旨組合事務を規定した条文を追加するものであります。加えまして、十勝環境複合事務組合が平成30年3月31日をもって解散となったことから、別表から削除するものであります。

この複合的一部組合につきましては、地方自治法上北海道、または北海道を構成員とする一部事務組合が加入できないことから、その是正を行うため規約の変更を行うものであります。現行の北海道市町村総合事務組合規約自体が適法状態にないため、規約の一部変更の方法にはよらず、現行規約を廃止し、新たに規約を制定することとしたものであります。

なお、説明に当たりましては、制定いたします規約の条文の朗読は省略をさせていただきます。現行規約一部変更の方法により提出させていただいております白色の表紙の平成31年第1回町議会定例会議案説明資料、その他議案関係資料番号2の北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止新旧対照表によりご説明をさせていただきます。こちらの資料になります。この新旧対照表につきましては、左側に改正前条文、右側に改正後条文を、また改正等の箇所には下線を付して表示をしております。

まず、1点目が事務の委託として条文を追加するものでありまして、第14条といたしまして、組合は、地方自治法第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申し出がされたときは、これを受託することができるを追

加いたします。これにつきましては、北海道市町村総合事務組合において石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務処理ができるよう事務の委託の規定を定めるものであります。

次に、次条を1条繰り下げ、第15条とします。

次に、別表の関係になりますが、まず別表第1の支庁名の項を管内に改め、石狩振興局の項中、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団を削り、同項15を12に改めます。

次に、十勝振興局の項中、十勝環境複合事務組合を削り、同項25を24に改めます。

次に、別表第2の第9項中、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び十勝環境複合事務組合を削ります。

附則で、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行することとしております。

また、第2項におきまして、現行の規約は廃止することとしております。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第11号

○議長（吉野正剛君） 日程第5、議案第11号 平成30年度佐呂間町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） それでは、議案その2のほうをお開きいただきたいと思います。議案第11号をご説明いたします。

議案第11号 平成30年度佐呂間町一般会計補正予算（第11号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただき、第2表、地方債補正からご説明をいたします。3枚めくっていただきたいと思います。第2表、地方債補正。起債の目的、限度額の順に説明し、起債の方法、利率、償還の方法は、説明を省略させていただきます。健康管理システム導入事業、補正前1,000万円、補正後1,050万円、過疎債。佐呂間コミュニティセンター改修事業、補正前1,990万円、補正後1,280万円、過疎債。佐呂間バスターミナル外壁等改修事業、補正前710万円、補正後490万円、過疎債。サンガーデンさろまデイサービス車両購入事業、補正前470万円、補正後390万円、過疎債。高齢者福祉住宅新築事業、補正前1億1,220万円、補正後1億880万円、過疎債。リサイクル施設建設事業、補正前590万円、補正後140万円、過疎債。建設機械整備事業、補正前1,280万円、補正後1,450万円、過疎債。若里基線道路整備事業、補正前2,800万円、補正後1,420万円、辺地債。佐呂間30号道路整備事業、補正前6,720万円、補正後6,640万円、過疎債。消防車両購入事業、補正前1,500万円、補正後1,230万円、過疎債。

次のページの事項別明細書総括につきましては説明を省略させていただき、歳出の20ページから説明いたします。初めに、歳出の各節における減額は、年度末を迎える中での執行残の見込みによるものでありまして、減額予算に関しましては特に大きく減額となるもの以外は内容説明は省略をさせていただきます。歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額43万1,000円の減、議会議員に要する経費43万1,000円の減、費用弁償です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額970万9,000円の減、給与費614万7,000円の減、給料、一般職190万8,000円の減、嘱託431万2,000円の減、職員手当等、嘱託7万3,000円、電算システム運用に要する経費67万9,000円の減、北海道共同利用型エルタックス審査システム運用保守業務委託料です。公用車維持管理に要する経費129万5,000円の減、車両購入費です。その他一般行政に要する経費158万8,000円の減、次のページです。消耗品費です。

5目財産管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

6目基金管理費、補正額7,538万2,000円、基金積立金7,538万2,000円、財政調整基金利子積立金4万4,000円、ふるさとまちづくり振興基金利子積立金3,000円、ふれあい交通網整備事業基金利子積立金6万4,000円、農業振興基金利子積立金1,000円、福祉事業基金積立金10万円、これにつきましては北区にお住まいであった千葉あつ子さんから離町の際にいただきました寄附金を福祉事業基金に積み立てるものであります。災害復興基金積立金17万円、これにつきましては北海道胆振東部地震災害により全国町村会及び他府県町村会から北海道町村会に寄せられた災害見舞金でありまして、このうち本町に配分のあった分を災害復興基金に積み立てるものであり

ます。ふるさと応援事業基金積立金7,500万円、これにつきましては町長から行政報告のありました件でありまして、経済交流の締結を結んでおります宮崎県都農町より都農町が行っておりますふるさと納税の返礼品に本町特産品を取り扱ったということから、この分に係る一定期間の寄附収益を本町に寄附いただいたものでありまして、全額ふるさと応援事業基金に積み立てるものであります。

8目地方振興費、補正額67万2,000円の減、佐呂間町サポーターズ倶楽部に要する経費67万2,000円の減、普通旅費25万4,000円の減、消耗品費41万8,000円の減。

9目報償費、補正額20万3,000円の減、町功労者表彰に要する経費20万3,000円の減、記念品等です。

13目自治振興費、補正額146万8,000円の減、自治会に要する経費22万8,000円、光熱水費です。コミセン運営に要する経費169万6,000円の減、浜佐呂間活性化センター公共柵接続工事61万6,000円の減、佐呂間コミュニティセンター改修工事108万円の減。

14目総合計画策定費、補正額34万5,000円の減、総合計画策定に要する経費34万5,000円の減、総合計画策定審議会委員報酬です。

4項選挙費、2目北海道知事北海道議会議員選挙費、補正額24万5,000円、給与費23万2,000円、職員手当等、一般職です。北海道知事北海道議会議員選挙に要する経費1万3,000円、選挙管理委員報酬です。

7項車両管理費、1目車両管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額552万5,000円、各社会福祉団体等助成に要する経費116万2,000円、社会福祉協議会運営費補助金でありまして、これにつきましては社会福祉協議会の職員人件費並びに年度途中における赤い羽根共同募金の助成による車両の購入等により運営費が増額となったことから、補助金を増額するものであります。障害者総合支援に要する経費436万3,000円、遠軽地区地域活動支援センター負担金16万8,000円、遠軽地区障害支援区分認定審査会負担金33万1,000円の減、障害者総合支援費452万6,000円、これにつきましては障がい者支援サービスにおける介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費等の利用実績が予算を上回る見込みから増額をするものでありまして、このうち国の負担分2分の1、道の負担分4分の1をそれぞれ歳入で見込むものであります。

3目老人福祉費、補正額164万4,000円の減、高齢者対策事業に要する経費164万4,000円の減、高齢者緊急通報事業委託料28万4,000円の減、外出支援サービス委託料130万円の減、介護サービス低所得者対策負担金51万4,000円の減、次のページです。ホームヘルプサービス事業運営費補助金45万4,000円、これにつきましては社会福祉協議会が行う訪問介護事業において介護報酬等の収入の減少に伴い補助金を増額するものであります。

4目老人福祉施設費、補正額27万5,000円、老人福祉センターに要する経費27万5,000円、老人福祉センター管理委託料です。

5目重度心身障害者特別対策費、補正額25万7,000円の減、重度心身障害者医療費助成事業に要する経費25万7,000円の減、請求事務手数料です。

6目介護支援費、補正額39万3,000円の減、介護予防支援事業所に要する経費39万3,000円の減、介護予防サービス計画作成委託料です。

7目後期高齢者医療費、補正額137万9,000円の減、後期高齢者医療に要する経費137万9,000円の減、療養給付費負担金です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額112万5,000円の減、へき地保育所の運営に要する経費112万5,000円の減、代替人夫賃等79万6,000円の減、次のページです。業務人夫賃32万9,000円の減。

3目児童措置費、補正額151万円の減、児童手当等支給に要する経費151万円の減、児童手当です。

4目母子福祉費、補正額70万9,000円の減、ひとり親家庭等医療費助成事業に要する経費70万9,000円の減、請求事務手数料10万2,000円の減、医療扶助費60万7,000円の減。

5目常設保育所費、補正額238万7,000円の減、佐呂間保育所の運営に要する経費238万7,000円の減、代替人夫賃等202万3,000円の減、業務人夫賃36万4,000円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額317万5,000円の減、遠軽地域訪問看護ステーションに要する経費20万1,000円、遠軽地区訪問看護ステーション負担金です。次のページです。クリニックさろまに要する経費323万6,000円の減、クリニックさろま運営費負担金でありまして、これにつきましてはクリニックさろまを運営いたします医療法人恵尚会から示されました本年度収支見込みによる減額であります。なお、補正予算関係資料52で資料を提出しております。緊急医療対策に要する経費2万8,000円、病院群輪番制病院運営事業補助金です。その他保健衛生に要する経費16万8,000円の減、普通旅費です。

2目母子保健費、補正額127万8,000円、母子保健・妊婦健診に要する経費94万2,000円、母子検診等委託料でありまして、これにつきましては本年度の妊婦健診受診者の増によりまして一般健診及び超音波健診における委託料が不足する見込みであることから増額を行うものであります。乳幼児等医療費助成事業に要する経費33万6,000円、審査支払手数料6万6,000円、医療扶助費45万4,000円、これにつきましては本年度の乳幼児等医療費の実績見込みが当初予算を上回ることから増額を行うものであります。未熟児養育医療扶助費20万円の減、国庫負担金等返還金1万6,000円。

4目結核予防費、補正額17万6,000円の減、結核予防に要する経費17万6,0

00円の減、結核検診委託料です。

5目予防費、補正額258万9,000円の減、予防接種に要する経費258万9,000円の減、予防接種委託料138万3,000円の減、インフルエンザ予防接種負担金120万6,000円の減。

6目成人病対策費、補正額194万2,000円の減、成人病・がん検診に要する経費194万2,000円の減、成人病・がん検診委託料165万9,000円の減、肺・内臓CT検診負担金33万3,000円の減、国庫負担金等返還金5万円。

2項環境衛生費、1目環境衛生費、補正額1,714万3,000円の減、次のページです。一般廃棄物処理に要する経費1,066万3,000円の減、遠軽地区広域組合負担金、ごみ処理リサイクル等に要する経費87万1,000円の減、遠軽地区広域組合負担金、し尿処理に要する経費130万9,000円の減、遠軽地区広域組合負担金でありまして、遠軽地区広域組合から示されました一般廃棄物処理、ごみ処理リサイクル及びし尿処理の3事業に係る決算見込みにより負担金を減額するものです。合併処理浄化槽設置推進事業に要する経費430万円の減、合併処理浄化槽設置推進事業費補助金です。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額105万1,000円の減、農業振興に要する経費105万1,000円の減、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金です。

4目土地改良費、補正額2,560万4,000円の減、道営土地改良事業に要する経費2,533万7,000円の減、道営土地改良事業等負担金でありまして、本年度実施いたしました道営畑地帯総合整備事業及び道営草地整備事業等の道営土地改良事業における事業費の確定により負担金を減額するものです。農業用排水路維持に要する経費26万7,000円の減、光熱水費です。

5目畜産業費、補正額328万6,000円の減、公共牧場に要する経費298万3,000円の減、修繕料21万9,000円の減、牧野利用委託料82万1,000円の減、牧野補修業務委託料29万2,000円の減、牧野肥料散布業務委託料58万1,000円の減、重機等借上料74万7,000円の減、原材料等32万3,000円の減、その他畜政事務に要する経費30万3,000円の減、次のページです。家畜総合共進会負担金です。

7目地場産品開発研究センター管理費、補正額39万9,000円の減、地場産品開発研究センターに要する経費39万9,000円の減、備品等購入費です。

2項林業費、1目林業総務費、補正額428万8,000円の減、有害鳥獣駆除に要する経費428万8,000円の減、報償費等285万5,000円の減、鳥獣被害防止総合対策事業補助金143万3,000円の減。

2目林業振興費、補正額114万6,000円の減、民有林対策に要する経費114万6,000円の減、民有林人工造林推進事業費補助金です。

3目町有林事業費、補正額1,221万8,000円の減、町有林整備事業に要する経

費1,221万8,000円の減、手数料84万9,000円の減、次のページです。町有林管理業務委託料189万2,000円の減、重機等借上料201万8,000円の減、保育事業225万9,000円の減、造林事業436万2,000円の減、原材料等17万5,000円の減、苗木代66万3,000円の減。

3項水産業費、2目水産業振興費、補正額94万円、漁港整備に要する経費94万円、漁港修築事業地元負担金でありまして、本年度実施の浜佐呂間漁港機能保全事業において国の予算の追加配分に伴い、事業費が増額となったことから負担金を増額するものでありまして、このうち受益者負担金の2分の1の額を歳入で見込むものであります。

6款商工費、1項商工費、1目商工費、補正額1,125万円の減、振興資金等利子補給に要する経費6万6,000円、中小企業振興資金利子補給費補助金です。次のページです。その他商工振興に要する経費1,131万6,000円の減、住宅建設促進事業費補助金248万6,000円の減、商工業活性化事業補助金883万円の減、これにつきましては本年度商工業事業者からの事業申請が少なかったことにより減額を行うものであります。

2目観光費、補正額43万2,000円の減、観光客の誘致宣伝等に要する経費26万1,000円、普通旅費22万5,000円の減、観光パンフレット英語版PDF作成委託料48万6,000円、これについては外国人観光客の増加に伴い英語版パンフレットの需要がふえてきていることから、新たに本町観光パンフレットの英語版を作成するため、このデータの作成を委託するものです。観光施設の管理運営に要する経費69万3,000円の減、修繕料です。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、補正額1,067万8,000円の減、町道維持補修及び除雪に要する経費132万円の減、修繕料133万8,000円、これについてはダンプ2号においてクラッチディスク等に異常が発生したことから、この修繕を行うための増額計上であります。手数料43万円の減、次のページです。橋梁点検委託料186万円の減、旭峠道路旭トンネル点検業務負担金36万8,000円の減、除雪機械等整備事業に要する経費935万8,000円の減、建設機械等購入費でありまして、本年度購入いたしました除雪ドーザー13トン級の入札執行減による減額であります。

3目道路新設改良費、補正額3,540万8,000円の減、若里基線道路整備事業に要する経費3,436万円の減、若里基線道路改良舗装工事でありまして、国の社会資本総合整備事業における交付金の配分調整により執行业務量が減となったものでありまして、事業費を減額するものであります。佐呂間30号道路整備事業に要する経費78万円の減、佐呂間30号道路改良舗装工事です。夕陽が丘道路整備事業に要する経費26万8,000円の減、夕陽が丘道路測量調査委託料です。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額369万4,000円の減、公営住宅維持管理に要する経費369万4,000円の減、西富団地外壁等改修工事です。

8款消防費、1項消防費、1目消防費、補正額766万3,000円の減、遠軽地区広

域組合に要する経費766万3,000円の減、遠軽地区広域組合負担金でありまして、遠軽地区広域組合から示されました広域消防に係る決算見込みにより負担金を減額するものであります。

2目災害対策費、補正額27万円の減、災害対策に要する経費27万円の減、佐呂間町防災ハザードマップ作成業務委託料です。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額72万6,000円の減、給与費1,000円、給料、一般職です。教育委員会事務局に要する経費28万3,000円の減、学校運営協議会委員報酬1万6,000円、費用弁償13万2,000円の減、普通旅費16万7,000円の減、次のページです。学校医等に要する経費44万4,000円の減、報償費等です。

3目教育財産管理費、補正額89万1,000円の減、教職員住宅の維持管理に要する経費50万円、修繕料でありまして、本年4月の教職員人事異動に伴う住宅入居前修繕に対応するため増額計上をするものであります。小中学校の維持管理に要する経費139万1,000円の減、清掃等委託料97万5,000円の減、設備等保守点検委託料41万6,000円の減。

4目教育振興費、補正額31万9,000円の減、姉妹校交流に要する経費31万9,000円の減、姉妹校派遣事業費補助金です。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額330万4,000円の減、小学校の管理に要する経費330万4,000円の減、施設維持補修業務委託料18万7,000円の減、重機等借上料34万6,000円の減、次のページです。浜佐呂間小学校教室床改修工事18万3,000円の減、パーソナルコンピューター等購入費258万8,000円の減。

2目教育振興費、補正額321万5,000円の減、教育振興に要する経費321万5,000円の減、調整負担金等195万2,000円の減、学校特別支援員賃金126万3,000円の減。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額54万1,000円の減、中学校の管理に要する経費54万1,000円の減、燃料費43万6,000円の減、施設維持補修業務委託料10万5,000円の減。

2目教育振興費、補正額40万円の減、教育振興に要する経費40万円の減、調整負担金等28万円の減、賃金雇用者通勤手当分12万円の減。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額96万4,000円の減、社会教育事業に要する経費60万円の減、謝礼金等です。その他社会教育事業推進に要する経費36万4,000円の減、車借上料です。

2目町民センター運営費、補正額52万3,000円、町民センターの管理に要する経費52万3,000円、燃料費でありまして、これについては町民センターの暖房用電気料において石油等の燃料費の高騰により北電電気料に加算されます燃料費調整単価が上昇しており、燃料費に不足を生じる見込みであることから、増額するものであります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額ゼロ円、財源変更です。

2目体育館費、補正額101万3,000円の減、体育館の管理に要する経費101万3,000円の減、燃料費です。

3目スキー場管理費、補正額19万1,000円、スキー場の管理に要する経費19万1,000円、手数料です。

6項学校給食費、1目学校給食費、補正額72万円の減、学校給食センター運営に要する経費72万円の減、光熱水費です。

11款諸支出金、1項特別会計繰出金、1目佐呂間町簡易水道特別会計繰出金、補正額1,719万6,000円の減、佐呂間町簡易水道特別会計繰出金です。

2目佐呂間町国民健康保険特別会計繰出金、補正額2,611万4,000円の減、佐呂間町国民健康保険特別会計繰出金です。

3目佐呂間町公共下水道特別会計繰出金、補正額1,360万円の減、佐呂間町公共下水道特別会計繰出金です。

4目佐呂間町介護保険特別会計繰出金、補正額533万6,000円の減、佐呂間町介護保険特別会計繰出金です。

5目佐呂間町介護サービス事業特別会計繰出金、補正額1,571万3,000円の減、佐呂間町介護サービス事業特別会計繰出金です。

6目佐呂間町後期高齢者医療特別会計繰出金、補正額101万4,000円の減、佐呂間町後期高齢者医療特別会計繰出金です。

12款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額3,000円の減。

戻りまして、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、1款町税、1項町民税、1目個人、補正額3,619万2,000円、普通徴収1,255万9,000円、特別徴収2,077万2,000円、退職所得80万1,000円、滞納繰越分206万円。

2目法人、補正額834万3,000円の減、法人町民税834万2,000円の減、滞納繰越分1,000円の減。

2項固定資産税、1目固定資産税、補正額1,406万7,000円、現年度課税分1,277万1,000円、滞納繰越分129万6,000円。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、補正額60万3,000円、現年度課税分です。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、補正額87万2,000円、町たばこ税です。

町税につきましては、年度末を迎え、各税目における本年度の徴収見込み額に基づき増額補正を行うものですが、法人町民税の現年度分につきましては、1月末時点における申告による課税状況が過去5年間の平均で算出した当初予算を下回る見込みであることから、1月末時点までの実際の申告課税状況により減額を行うものです。

9款地方交付税、1項地方交付税、次のページです。1目地方交付税、補正額1億2,722万3,000円、普通交付税でありまして、普通交付税の予算留保分を全額計上するものであります。

11 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林水産業費分担金、補正額 1, 342 万円の減、土地改良事業等分担金 1, 389 万円の減、道営土地改良事業の事業費の確定により減額するものです。漁港修築事業費分担金 47 万円。

2 項負担金、1 目民生費負担金、補正額 3 万 9, 000 円の減、一時保育利用負担金です。

12 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、補正額 48 万 7, 000 円の減、ふれあいバス使用料です。

4 目農林水産業使用料、補正額 82 万 1, 000 円の減、牧野使用料です。

7 目教育使用料、補正額 88 万 9, 000 円の減、テニスコート使用料 1, 000 円の減、パークゴルフ場使用料 7 万 8, 000 円の減、スキー場リフト使用料 81 万円の減。

2 項手数料、1 目総務手数料、補正額 40 万 4, 000 円、地籍調査成果品閲覧交付手数料です。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額 175 万 1, 000 円、障害者自立支援医療費負担金 220 万 4, 000 円、障害者介護給付費等負担金 32 万 3, 000 円の減、児童手当負担金 114 万 2, 000 円の減、未熟児養育医療費負担金 3 万 3, 000 万円の減、保険基盤安定等負担金 103 万 7, 000 円、低所得者保険料軽減負担金 8, 000 円。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額 6 万 3, 000 円の減、社会保障・税番号制度通知カード・個人番号カード委任事務費補助金です。

2 目民生費国庫補助金、補正額 53 万 9, 000 円の減、地域生活支援事業費補助金です。

3 目衛生費国庫補助金、補正額 66 万 5, 000 円の減、循環型社会形成推進交付金です。

4 目農林水産業費国庫補助金、補正額 78 万 1, 000 円の減、美しい森林づくり基盤整備交付金です。

5 目土木費国庫補助金、補正額 3, 250 万 2, 000 円の減、社会資本総合整備交付金 157 万 1, 000 円の減、社会資本整備総合交付金 3, 093 万 1, 000 円の減、歳出でご説明いたしました若里基線道路改良舗装工事の執行业業量の減により 2, 061 万 6, 000 円の減額並びに除雪機械購入事業の入札執行減によりまして 952 万 4, 000 円の減額が主であります。

次のページです。7 目消防費国庫補助金、補正額 13 万 5, 000 円の減、社会資本整備総合交付金です。

14 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金、補正額 4 万 1, 000 円の減、障害者自立支援医療費負担金 109 万 7, 000 円、障害者介護給付費等負担金 168 万 7, 000 円の減、児童手当負担金 28 万 4, 000 円の減、未熟児養育医療費負担金 5 万 5, 000 円の減、国民健康保険保険基盤安定等負担金 123 万 8, 000 円、後期高齢者医

療保険基盤安定拠出金 35万4,000円の減、介護保険料軽減負担金 4,000円。

2項道補助金、2目民生費補助金、補正額 369万2,000円、地域生活支援事業費補助金 2万6,000円の減、地域づくり総合交付金 510万円、これにつきましては本年度補助申請をしておりました老人福祉センターの温水器更新工事及び地下タンク配管改修工事に対し 460万円、本年度実施いたしました高齢者等に対する福祉灯油の扶助に対し 50万円が交付決定となったものであります。重度心身障害者医療給付事業費補助金 77万7,000円の減、ひとり親家庭等医療給付事業費補助金 60万5,000円の減。

4目農林水産業費補助金、補正額 1,098万9,000円の減、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金 55万4,000円の減、畜産経営維持緊急支援資金利子補給費補助金 1,000円の減、農業経営高度化促進事業補助金 435万5,000円の減、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金 222万2,000円の減、次のページです。森林環境保全整備事業費補助金 238万1,000円の減、未来につなぐ森づくり推進事業費補助金 32万2,000円の減、地域づくり総合交付金 28万円、鳥獣被害防止総合対策事業補助金 143万4,000円の減。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額 39万2,000円、土地貸付料 36万9,000円、建物貸付料 2万3,000円。

2目利子及び配当金、補正額 11万2,000円、財政調整基金利子 4万4,000円、ふるさとまちづくり振興基金利子 3,000円、ふれあい交通網整備事業基金利子 6万4,000円、農業振興基金利子 1,000円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額 350万8,000円、土地・建物売払収入 350万9,000円、町有地 6件、建物 1件の売り払いに伴う増額計上でありませぬ。立木売払収入 1,000円の減。

2目物品売払収入、補正額 30万7,000円、物品売払収入です。

3目生産品売払収入、補正額 191万円、素材売払収入です。

16款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、補正額 7,500万円、ふるさと応援事業寄附金でありまして、歳出でご説明いたしました宮崎県都農町からの寄附金です。

2目民生費寄附金、補正額 10万円、社会福祉事業寄附金です。

3目災害復興費寄附金、補正額 17万円、災害復興費寄附金です。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額 4億7,900万円の減、財政調整基金繰入金でありまして、町税の歳入予算額の増額、前年度繰越金、普通交付税の財源留保分の予算計上、さらには歳出不用額の減額などによりまして、当初から財源不足分として予算計上しておりました財政調整基金からの繰入金を減額するものであります。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額 1億4,173万9,000円、前年度繰越金でありまして、決算認定を受けました前年度繰越金のうち未計上分を全額計上するものであります。

19款諸収入、3項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、補正額9万1,000円、健康診査委託料です。

4項雑入、2目居宅介護サービス計画費収入、補正額65万6,000円、居宅介護サービス計画給付費です。

4目雑入、補正額167万1,000円、重度心身障害者医療高額療養費戻入金39万4,000円の減、ひとり親家庭等医療高額療養費戻入金6万4,000円の減、乳幼児医療高額療養費戻入金2万5,000円の減、保健事業検診料27万6,000円、損害共済給付金169万5,000円、北海道市町村振興協会助成金24万7,000円、自動販売機電気使用料1万6,000円の減、公有貸付物件保険料収入4万8,000円の減。

20款町債、1項町債、1目総務費債、補正額880万円の減、健康管理システム導入事業費債50万円、佐呂間コミュニティセンター改修事業費債710万円の減、佐呂間バスターミナル外壁等改修事業費債220万円の減。

2目民生費債、補正額420万円の減、サンガーデンさろまデイサービス車両購入事業費債80万円の減、高齢者福祉住宅新築事業費債340万円の減。

3目衛生費債、補正額450万円の減、リサイクル施設建設事業費債です。

6目土木費債、補正額1,290万円の減、建設機械整備事業費債170万円、若里基線道路整備事業費債1,380万円の減、次のページです。佐呂間30号道路整備事業費債80万円の減。

7目消防費債、補正額270万円の減、消防車両購入事業費債です。

歳出の後ろにあります地方債の現在高の見込みに関する調書補正及び給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳出、款ごとの区分、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、諸支出金、予備費の順に質疑を行います。

最初に、議会費、20ページと21ページ上段の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費、20ページ中段から25ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費、26ページから31ページ中段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費、30ページ下段から37ページ中段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費、36ページ下段から43ページ中段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費、42ページ下段から45ページ中段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費、44ページ下段から47ページの質疑を行います。質疑ありません。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費、48ページと49ページ上段の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費、48ページ中段から57ページ上段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、諸支出金、56ページ中段から59ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、予備費、58ページと59ページ中段の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入、町税から道支出金までと財産収入から町債までの2つの区分に分けて質疑を行います。

最初に、町税、4ページから道支出金、13ページ上段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、13ページ上段、財産収入から19ページ、町債までの質疑を行います。

7番。

○7番（佐藤昭男君） 財産収入、13ページの土地建物売払収入350万9,000円の内訳を教えてくださいと思います。

○議長（吉野正剛君） 総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） まず、土地につきまして、先ほど企画財政課長のほうからもありましたが、6件でございまして、若里1件、知来2件、永代町2件、仁倉1件ということで、もう一件、仁倉については住宅がセットということで、トータルで351万6400円という状況になっております。

○議長（吉野正剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成30年度佐呂間町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第12号

○議長（吉野正剛君） 日程第6、議案第12号 平成30年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（北野宏幸君） 議案第12号を説明いたします。

議案第12号 平成30年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正は説明を省略し、第2表、地方債補正を説明いたします。第2表、地方債補正。起債の目的、限度額の順に説明し、起債の方法以降は読み上げを省略させていただきます。起債の目的、若佐簡易水道区域拡張事業、限度額、補正前5,820万円、補正後4,620万円。水道管移設補償事業、補正前420万円、補正後180万円、簡易水道事業債です。

次のページの事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の8ページから説明いたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2万9,000円、給与費2万9,000円、共済組合負担金等、一般職です。

2目簡易水道維持費、補正額640万8,000円の減、簡易水道施設の管理運営に要する経費640万8,000円の減、消耗品費121万6,000円の減、光熱水費254万7,000円の減、清掃等委託料37万4,000円の減、施設維持補修業務委託料62万8,000円の減、浜佐呂間浄水場膜ろ過装置薬品洗浄業務委託料58万3,000円の減、消費税106万円の減。

3目給水施設費、補正額ゼロ円、財源変更です。

2款簡易水道施設費、1項簡易水道区域拡張事業費、1目簡易水道区域拡張事業費、補正額1,961万円の減、若佐簡易水道区域拡張事業に要する経費1,961万円の減、若佐簡易水道区域拡張事業費負担金でありまして、道営土地改良事業費の減額によるものであります。

2項簡易水道施設費、1目簡易水道施設費、補正額288万9,000円の減、水道管移設等に要する経費288万9,000円の減、消耗品費23万1,000円の減、水道管移設補償工事265万8,000円の減でありまして、執行残であります。

戻りまして、歳入の4ページです。歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目簡易水道使用料、補正額200万円、簡易水道使用料です。

2款国庫支出金、1項国庫支出金、1目簡易水道施設費補助金、補正額800万円の減、若佐簡易水道区域拡張事業費補助金です。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,719万6,000円の減、一般会計繰入金です。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額937万7,000円、前年度繰越金です。

6款諸収入、1項雑入、1目給水施設維持料、補正額3万5,000円、給水施設維持料です。

2目雑入、補正額62万4,000円の減、水道管移設工事補償金です

7款町債、次のページです。1項町債、1目簡易水道事業債、補正額1,440万円の減、若佐簡易水道区域拡張事業費債1,200万円の減、水道管移設補償事業費債240万円の減。

歳出の後ろにあります地方債の残高見込みに関する調書と給与明細書につきましては、

説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成30年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第13号

○議長（吉野正剛君） 日程第7、議案第13号 平成30年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 議案第13号をご説明いたします。

議案第13号 平成30年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

（朗読部分記載省略）

今回の補正につきましては、国保事業基金積立金利子の確定及び29年度療養給付費等負担金が確定し、返還金が生じたことによるものです。次ページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の8ページからご説明いたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金、補正額ゼロ円、財源変更です。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額ゼロ円、財源変更です。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、補正額9,000円、基金積立金9,000円、国保事業基金利子積立金です。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目国庫支出金等返還金、補正額1,317万5,000円、国庫支出金等返還金1,317万5,000円、国庫負担金等返還金

です。

戻っていただき、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額333万円、医療給付費分過年度分2万6,000円、後期高齢者支援金分過年度分9,000円、介護納付金分過年度分1,000円、特別徴収分1,000円、医療給付費分滞納繰越分243万8,000円、後期高齢者支援金分滞納繰越分49万7,000円、介護納付金分滞納繰越分35万8,000円。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額10万9,000円、医療給付費分現年課税分1,000円の減、後期高齢者支援金分現年度課税分1,000円の減、介護納付金分現年課税分1,000円の減、医療給付費分滞納繰越分7万5,000円、後期高齢者支援金分滞納繰越分1万8,000円、介護納付金分滞納繰越分1万9,000円。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額47万8,000円の減、道繰入金2号分5万円、特定健康診査等負担金52万8,000円の減。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額9,000円、国民健康保険事業基金利子です。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額2,611万4,000円の減、保険基盤安定繰入金軽減分95万9,000円、保険基盤安定繰入金支援分207万5,000円、財政安定化支援事業繰入金21万1,000円の減、その他一般会計繰入金2,893万7,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額3,582万5,000円、その他繰越金です。

6款諸収入、2項雑入、3目一般被保険者返納金、補正額50万7,000円、一般被保険者返納金38万7,000円、一般被保険者返納金（過年度分）12万円。

5目雑入、補正額4,000円、保健事業健診料です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成30年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号

○議長（吉野正剛君） 日程第8、議案第14号 平成30年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（北野宏幸君） 議案第14号を説明いたします。

議案第14号 平成30年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第4号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正は説明を省略し、第2表、地方債補正を説明いたします。第2表、地方債補正。起債の目的、限度額の順に説明し、起債の方法以降は読み上げを省略させていただきます。起債の目的、公共下水道事業、限度額、補正前6,100万円、補正後4,220万円、下水道事業債です。

次のページの事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の8ページから説明いたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額336万2,000円の減、給与費284万8,000円の減、一般職174万5,000円の減、職員手当等、一般職110万3,000円の減、一般管理に要する経費51万4,000円の減、筆耕人夫賃です。

2款下水道費、1項公共下水道費、1目施設整備費、補正額2,910万円の減、特定環境保全公共下水道事業運営に要する経費2,910万円の減、特環下水道管渠工事50万円の減、下水道管理センター設備改修工事2,860万円の減、これにつきましては補助金の交付申請の要望額に対し、2分の1程度の予算づけしかなかったため減額し、来年へ持ち越すものであります。

2目維持管理費、補正額837万2,000円の減、特定環境保全公共下水道施設の維持管理に要する経費837万2,000円の減、施設維持補修業務委託料31万5,000円の減、下水道管理センター維持管理業務委託料170万6,000円の減、11ページの上です。町道等舗装補修業務委託料47万9,000円の減、佐呂間市街雨水排水処理工事587万2,000円の減、これにつきましては入札減による執行残であります。

2項漁業集落排水費、1目施設整備費、補正額67万6,000円の減、漁業集落排水事業に要する経費67万6,000円の減、漁業集落環境整備事業工事であります。

2目維持管理費、補正額101万3,000円の減、漁業集落排水施設の維持管理に要する経費101万3,000円の減、下水道汚泥運搬委託料です。

3目基金積立金、補正額2万6,000円、基金積立金2万6,000円、漁業集落排

水事業償還基金利子積立金です。

戻りまして、歳入の4ページです。歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、2目集落排水受益者分担金、補正額10万円の減、集落排水受益者分担金です。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料、補正額24万3,000円の減、公共下水道使用料です。

2項手数料、1目手数料、補正額3,000円の減、漁業集落排水設備工事完了検査手数料です。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費補助金、補正額1,540万円の減、公共下水道事業費補助金です。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額2万6,000円、漁業集落排水事業償還基金利子です。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,360万円の減、一般会計繰入金です。

次のページです。6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額562万3,000円、前年度繰越金です。

8款町債、1項町債、1目公共下水道事業債、補正額1,880万円の減、公共下水道事業費債です。

歳出の後ろにあります地方債の残高見込みに関する調書補正と給与明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成30年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第15号

○議長（吉野正剛君） 日程第9、議案第15号 平成30年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（片岡満之君） 議案第15号を説明します。

議案第15号 平成30年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の8ページから説明をいたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

次の2款保険給付費と3款地域支援事業費は、在宅における介護サービス給付費及び介護予防・生活サービス事業費の減により当初予算に対して減額となっております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、補正額586万1,000円の減、居宅介護サービス等給付に要する経費586万1,000円の減、居宅介護サービス給付費です。

2目施設介護サービス等給付費、補正額83万7,000円、施設介護サービス給付に要する経費83万7,000円、施設介護サービス給付費です。

3目居宅介護福祉用具購入費、補正額17万5,000円の減、居宅介護福祉用具購入に要する経費17万5,000円の減、居宅介護福祉用具購入費です。

4目居宅介護住宅改修費、補正額115万9,000円の減、居宅介護住宅改修に要する経費115万9,000円の減、次のページです。居宅介護住宅改修費です。

5目居宅介護サービス計画費、補正額239万9,000円の減、居宅介護サービス計画給付に要する経費239万9,000円の減、居宅介護サービス計画給付費です。

2項高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス費、補正額295万7,000円の減、高額介護サービスに要する経費295万7,000円の減、高額介護サービス費です。

3項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、補正額301万9,000円の減、特定入所者介護サービス給付に要する経費301万9,000円の減、特定入所者介護サービス費です。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額281万2,000円の減、介護予防・生活支援サービスに要する経費281万2,000円の減、次のページです。介護予防・生活支援サービス給付費です。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額2万円、介護予防ケアマネジメントに要する経費2万円、介護予防ケアマネジメント作成業務委託料です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、補正額860万円、基金積立金8

60万円、介護給付準備基金積立金です。この基金は、保険給付の減に伴って生じた第1号被保険者の保険料と、歳入で説明いたしますけれども、本年度創設されました保険者機能強化推進基金とあわせて積み立て、後年度の負担に備えるものであります。

戻っていただき、歳入の4ページから説明をいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額66万7,000円の減、現年度分普通徴収保険料83万3,000円の減、滞納繰越分普通徴収保険料16万6,000円。

次の2款国庫支出金から次のページの6款繰入金までは、歳出の保険給付費の減額に伴い収入も減額となっております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、補正額110万3,000円、介護給付費負担金現年度分です。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額850万5,000円の減、調整交付金です。

2目地域支援事業交付金、補正額207万3,000円の減、地域支援事業交付金現年度分です。

3目事業費補助金、補正額33万9,000円、システム改修事業費補助金です。

4目保険者機能強化推進交付金、補正額107万2,000円、保険者機能強化推進交付金です。この保険者機能強化推進交付金は、本年度創設されました交付金で、総額190億円を全国の市町村に配分されることとなっており、各市町村への配分額は介護保険制度を61の指標軸で評価し、決定されております。使い道としましては、地域支援事業に要する第1号被保険者保険料負担分への充当を目的としておりますけれども、余剰分については介護保険準備基金に積み立てることも可能となっております。

次に、3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額913万5,000円の減、介護給付費交付金現年度分です。

2目地域支援事業支援交付金、補正額85万1,000円の減、次のページです。地域支援事業支援交付金です。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額332万6,000円の減、介護給付費負担金現年度分です。

2項道補助金、1目地域支援事業交付金、補正額158万8,000円の減、地域支援事業交付金現年度分です。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額391万6,000円の減、介護給付費繰入金です。

2目地域支援事業繰入金、補正額76万4,000円の減、地域支援事業繰入金です。

3目低所得者保険料軽減繰入金、補正額1万7,000円、低所得者保険料軽減繰入金です。

4目その他一般会計繰入金、補正額67万3,000円の減、事務費繰入金です。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,004万2,000円です。これは前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成30年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第16号

○議長（吉野正剛君） 日程第10、議案第16号 平成30年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

愛の園園長。

○愛の園園長（櫻井政彦君） 議案第16号をご説明いたします。

議案第16号 平成30年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正及び歳入歳出予算補正事項別明細書総括につきましては説明を省略させていただき、歳出、6ページからご説明をいたします。歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目特別養護老人ホーム費、補正額245万9,000円の減、給与費48万2,000円の減、給料、嘱託98万8,000円の減、職員手当等、嘱託50万6,000円、特別養護老人ホーム運営に要する経費197万7,000円の減、普通旅費19万9,000円の減、燃料費108万5,000円の減、設備等保守点検委託料29万8,000円の減、給食業務委託料29万1,000円、車両購入費68万6,000円の減でありまして、特別養護老人ホーム運営に要する経費につきましては、燃料価格の引き下げ及び予算執行残による減額などがあります。

戻りまして、歳入の4ページをお開きください。歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、補正額213万5,000円、短期入所利用料です。

2目施設介護サービス費収入、補正額419万9,000円、特別養護老人ホーム利用料です。

2項自己負担金収入、1目自己負担金収入、補正額195万1,000円、短期入所利用料128万8,000円、特別養護老人ホーム利用料66万3,000円でありまして、サービス収入につきましては平成30年度の介護報酬改定により報酬単価が増額になったことに伴い増額するものであります。また、短期入所分につきましては、利用者数の増加により増加するものであります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,571万3,000円の減、一般会計繰入金です。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額496万9,000円、前年度繰越金でありまして、決算認定に伴う繰越額予算未計上分を全額計上するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成30年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第17号

○議長（吉野正剛君） 日程第11、議案第17号 平成30年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 議案第17号をご説明いたします。

議案第17号 平成30年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

（朗読部分記載省略）

今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合において過去の実績をもとに全道

における年間見込みを推計した結果、増額となるものです。次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書総括につきましては説明を省略し、歳出の6ページからご説明いたします。歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額118万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金118万6,000円、後期高齢者医療広域連合事務費負担金36万7,000円の減、後期高齢者医療広域連合保険料等負担金155万3,000円。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額ゼロ円、財源変更です。

戻っていただき、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額320万1,000円の減、現年度分特別徴収保険料です。

2目普通徴収保険料、補正額522万3,000円、現年度分普通徴収保険料495万7,000円、過年度分普通徴収保険料21万3,000円、滞納繰越分普通徴収保険料5万3,000円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額54万2,000円の減、事務費繰入金です。

2目保険基盤安定繰入金、補正額47万2,000円の減、保険基盤安定繰入金です。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額17万3,000円、前年度繰越金です。

5款諸収入、3項雑入、1目雑入、補正額5,000円、保健事業健診料です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成30年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

休憩したいと思います。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（吉野正剛君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第12 議案第8号

○議長（吉野正剛君） 日程第12、議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 議案第8号をご説明申し上げます。

議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

別紙の説明に入ります前に提案理由につきましてご説明を申し上げます。長時間労働の是正のための措置といたしまして、民間労働法制におきましては働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により時間外労働の上限規制等が導入され、原則として本年4月から施行されることとなっております。また、国家公務員におきましても昨年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告を受けまして、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が講じられ、国におきましても本年4月より施行されることとなっております。地方公務員につきましても地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により国家公務員の措置を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの所要の措置を講ずるものとされております。これら長時間労働の是正は、極めて重要な課題でありますことから、国の改正内容に準じて本条例を改正するものであります。

それでは、議案の別紙、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明申し上げます。この新旧対照表は、左側に改正前条文を、右側に改正後条文を、また改正等の箇所には下線を付して表示しております。

改正内容といたしましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条に新たに1項を追加し、第8条第3項として、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定める旨を追加し、所要の措置を規則において定めようとするものであります。なお、規則におきまして定めようとしております内容につきましては、国の人事院規則の内容に準じまして超過勤務命令の上限時間関係、上限時間の特例関係について規定をするものであります。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長(吉野正剛君) 日程第13、議案第9号 佐呂間町老人アパート設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(武田温友君) 議案第9号をご説明いたします。

議案第9号 佐呂間町老人アパート設置及び管理に関する条例の廃止について。

(朗読部分記載省略)

提案理由を説明いたします。本件につきましては、高齢者福祉住宅建設に関連するものでありまして、2年間で2棟12室分の高齢者福祉住宅を建設しましたが、新規の入居者募集にあわせて老朽化していた老人アパート入居者の高齢者福祉住宅への移転を含めて調整を進めておりました。このような状況の中でありまして、さきに完成をしておりました安心ハウス1において昨年夏に空室が生じ、ここに老人アパート入居者の2名が移転をしまして、老人アパートの入居者がゼロになりました。その後は、老人アパートの新規入居者の受け入れを停止しまして、老朽化した老人アパートは廃止をすることとして、設置及び管理に関する条例を平成31年4月1日をもって廃止するものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 佐呂間町老人アパート設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長(吉野正剛君) 日程第14、議案第10号 若里活性化センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(中村直樹君) 議案第10号をご説明いたします。

議案第10号 若里活性化センターに係る指定管理者の指定について。

(朗読部分記載省略)

提案理由につきましてご説明いたします。若里活性化センターにつきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成26年4月1日から指定管理者制度を採用し、若里自治会を指定管理者として選定し、管理運営をお願いしているところですが、平成31年3月31日をもって指定期間が満了となることから、次期の指定管理者指定について提案するものであります。

指定管理につきましては、設置目的を効果的に達成するために必要と認めるときは、指定管理者に管理運営を行わせることができるという若里活性化センターの設置及び管理に関する条例の第4条の規定に基づくものであります。若里自治会におきましては、若里活性化センターが設置されました平成10年度より施設使用の受け付け業務、使用料金の収納業務、施設の施設管理、清掃等に係る維持管理を行っており、平成26年4月1日より佐呂間町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づく公募によらない指定管理者の候補者の選定を行っており、今回の指定管理の選定に当たりましても公募によらないこととし、若里自治会より指定申し込みを受けたところであり、代表者は若里自治会長、田中剛氏、役員は自治会長以下、副会長、会計、監事等の12名、会員数は88戸となっております。

指定管理業務につきましては、施設の維持及び管理、使用の承認等に関すること、使用料の徴収に関することとなっており、施設使用料につきましては地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき指定管理者の収入となりますが、使用料を徴収しているのは葬儀使用のみで、他の利用につきましては無料としています。また、指定管理者といたしまして年間23万円を支払うこととしておりますが、若里活性化センターに設置されております浄化槽が35人槽と非常に大きいため電気料金が高額であり、増加傾向にあることから電気料が23万円を上回り、使用料収入を合わせても施設維持費を超える場合は協議する

こととしております。

指定期間につきましては、現在は5年としておりましたが、これまでの実績等から期間延長を行っても支障がないとの判断から、平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間としております。

指定管理者の選定につきましては、2月12日に開催されました指定管理者選定委員会におきましても指定管理者として適正と判断されましたので、提案するものであります。

提出議案説明資料、その他議案関係資料1にて若里活性化センターに係る指定管理者の指定につきましてを提出しておりますので、後ほどご照覧をお願いいたします。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 若里活性化センターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（吉野正剛君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。

散会 午後 1時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議長

署名議員

署名議員